

意見書

2024年5月24日

野村資本市場研究所

主席研究員 野村亜紀子

金融審議会市場制度ワーキング・グループ（第28回）は、所用により会合に出席できないため、以下の通り、事務局説明資料①について意見を申し上げます。

1. プロダクトガバナンスの基本的な考え方

プロダクトガバナンスの中核には、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）2の「顧客の最善の利益の追求」が位置するものと理解しております。プロダクトガバナンスの基本的な考え方として資料に書かれている内容には、違和感はありません。

基本的な考え方の事項を、いかに原則に盛り込むかという方法論においては、例えば原則の注を拡充させるといった方法もありえますが、今般のプロダクトガバナンスについては、補充原則の形で追加する方向と理解いたしました。

2. 「金融事業者」という枠組み

補充原則案は、「組成会社」が主語となっています。プロダクトガバナンスの議論の経緯を踏まえれば、自然なことと言えます。他方、原則では「金融事業者」という用語を敢えて打ち出し、業態を超えて横串をさすことを目指したのが特徴的だったと理解します¹。

原則は最終的に誰に向けたものなのか、改めて確認することも重要です。金融事業者が自らの行動原則を公表するわけですが、誰にメッセージを届けたいのか。最終的にはプロダクトやサービスの利用者であり、ゆえに「金融事業者」という用語で包括したのではなかったか、とも思われます。

金融業態が一体となり取り組むという原則の出発点を維持しつつ、プロダクトガバナンスに焦点を当てた内容を拡充する方法として、補充原則の冒頭に、今般、補充原則が追加されるに至った経緯を記述することが一案と思料します。原則と補充原則の関係、補充原則の位置づけを明確にする役割も果たせるものと思われます。ご検討頂ければ幸いです。

¹ 原則の「経緯及び背景」に、「国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要」と記載されています。

3. 留意事項の粒度

補充原則案の留意事項の内容には、やや詳細に過ぎる部分もあるように思われます。補充原則案2「体制整備」、同3「金融商品の組成時の対応」、同4「金融商品の組成後の対応」の記載事項を全て実施しようとする、組成会社におかれては、相当程度のリソース投入が求められるのではないのでしょうか。大手資産運用会社は対応可能な一方で、新興の資産運用会社などはいかがでしょうか。コンプライ・オア・エクスプレインとはいえ、留意事項の記載内容の粒度は、実務家の意見を得るなどして、適切なバランスを打ち出すのが重要と思料します。